

審査選考委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人南砺幸せ未来基金（以下「財団」という。）定款第4条（5）に掲げる助成、融資、資源の提供等の事業（以下「助成等事業」という。）に関して、必要な事項を定める。

(審査選考委員会)

第2条 財団定款第50条の規定に基づき、財団が行う助成等事業の審査選考のために審査選考委員会を設置する。

(審査選考委員会の目的及び任務)

第3条 審査選考委員会は、次に掲げる事項を行う

- (1) 財団が行う助成等事業の対象の審査及び選定
- (2) 団体等が行う助成等事業の対象の成果評価
- 2 助成等事業ごとの審査選考委員会での審査結果をもとに、理事会もしくは「理事の職務権限規程」に定める決裁権者によって支援先を最終決定する。

(審査選考委員)

第4条 委員は、財団評議員、財団理事の中から助成等事業の対象につき、優れた見識を有し、かつ公正・中立な立場の者を、代表理事が選任し、代表理事が委嘱する。

2 代表理事は、審査選考委員会に次に掲げる者を外部委員として委嘱することができる。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域金融機関関係者
- (3) 士業・専門家又は行政関係者
- (4) その他必要な者

3 委員の任期は、案件審査の期間とする。

4 審査選考委員会の委員は7名以下とし、代表理事が選任する。

(委員長)

第5条 審査選考委員会に委員長1名を置く。

2 委員長は、審査選考委員会の委員の互選により選定する。

3 委員長は会務を総理し、議事を運営する。

4 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、他の審査選考委員の中から、互選により選任された者がその職務を代行する。

(会議)

第6条 審査選考委員会の会議は、必要に応じ代表理事が召集する。

2 会議を招集しようとするときは、代表理事は審査選考委員会の委員に対し、予め議題、日時、場所その他必要な事項を通知する。

3 審査選考委員会は、委員の過半数の出席をもって開催する。ただ、書面又は電磁的記録をもって予め意見を表明した委員は、出席者とする。

4 審査選考委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決する。

(書面による会議)

第7条 代表理事は、必要があると認めるときは、委員の招集を行わず、書面により委員の意見を求めることにより、委員会の決議に代えることができる。

2 前条の規定は、前項の場合における議決についてこれを準用する。

(審査方法及び基準)

第8条 助成等事業の対象並びに候補者審査及び成果評価の方法及び基準は、審査選考委員会が別に定める。

2 審査の方法及び基準は、公開とする。

(議事録)

第9条 審査選考委員会の審議については、その経過及び結果を記録した議事録を作成する。

2 議事録は原則非公開とする。

(審査選考委員の責務)

第10条 審査選考委員は、選考の過程及び内容並びに職務上知り得た秘密については、他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、審査選考委員会を辞した後についても、これを適用する。

(事務局)

第11条 委員会の事務は、財団の事務局がこれを行う。

附 則

1 この要綱は令和2年2月14日から施行する。

2 この要綱の一部を改訂し、令和5年11月27日から施行する。